

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
循環型社会形成推進地域計画

福井坂井地区広域市町村圏事務組合
構成市町

福 井 市
あ わ ら 市
坂 井 市
永 平 寺 町

平成 23 年 12 月 22 日

変更：平成 25 年 12 月 26 日

〈 目 次 〉

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 一般廃棄物処理等の目標	4
3 施策の内容	5
(1) 排出抑制、再使用の推進	5
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設の整備	9
(4) 施設整備に関する計画支援事業	9
(5) その他の施策	10
4 計画のフォローアップと事後評価	11

【添付書類】

- 様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1
- 様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2
- 様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式 6 計画支援概要

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 : 福井市(越廼地区及び清水地区を除く)、あわら市、坂井市、永平寺町
面積 : 899.57km²
人口 : 402,550人(平成22年10月1日現在)

(内訳)

	福井市	あわら市	坂井市	永平寺町	合計
面積	478.33 km ²	116.99 km ²	209.91 km ²	94.34 km ²	899.57 km ²
人口	257,304人	30,586人	94,682人	19,978人	402,550人

※福井市の面積及び人口は、越廼地区及び清水地区を除く

(2) 計画期間

本計画は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間を計画期間とする。
また、計画は目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本地域は、福井市、あわら市、坂井市、永平寺町の3市1町で構成され、北は石川県に、東は白山連峰を背にした大野・勝山地域広域市町村圏に、南は丹南地区広域市町村圏に接し、西は日本海に接している。総面積は899.57km²(福井市の越廼地区及び清水地区を除く)で、福井県の21.5%を占め、中心部の福井平野を九頭竜川が西流し、北部の竹田川、東南部の足羽川、日野川により、広大な穀倉地帯を形成している。

圏域の東部及び西南部には緑豊かな山林が広がり、北部は緩やかな丘陵地帯となっている。西部の海岸地帯には東尋坊などの景勝地が多く、越前加賀海岸国定公園に指定されている。

このような、豊かな自然環境を有する本地域にとって、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは重要な課題である。

特に、廃棄物の処理に関して、本地域は排出されるごみの減量化や適正な処理・処分を進めている。なかでも、国の環境法及び循環型社会形成推進基本法の理念である、「発生抑制(リデュース:Reduce)」「再使用(リユース:Reuse)」「再生利用(リサイクル:Recycle)」の3Rに取り組んできたが、今後は更に「不要な物は買わない、断る(リフューズ:Refuse)」という積極的な考え方を含めた4Rを基本とし、発生量の削減をごみ処理最優先課題として位置づける。その上で、資源を有効活用するため資源化を促進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指す。

(4) 広域化の検討状況

福井県では、広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、本組合の福井坂井地区、大野・勝山地区、丹南地区、嶺南地区4つの広域市町村圏に分けた。本組合は、昭和44年7月に福井坂井地区の圏域の指定を受け、同年10月福井坂井地区広域市町村圏協議会として発足し、昭和45年4月一部事務組合へ移行した。

その後、昭和48年に旧清掃センター破碎施設、翌49年に焼却施設が完成した。清掃センターは旧施設の老朽化に伴い、平成7年10月に現在の清掃センターが稼働し、同地区のごみの適正処理を実施している。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 22 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

集団回収量も含め、総排出量は 69,742 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 21,897 トン、リサイクル率（＝総資源化量／（計画処理量＋集団回収量））は 31.4%である。

中間処理による減量化は 38,545 トンであり、計画処理量に対し 75.7%が減量化されている。また、18.3%にあたる 9,300 トンが埋立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 47,013 トンである。

また、清掃センターから隣接する「余熱館ささおか」に発生した蒸気を送り、余熱利用を実施している。

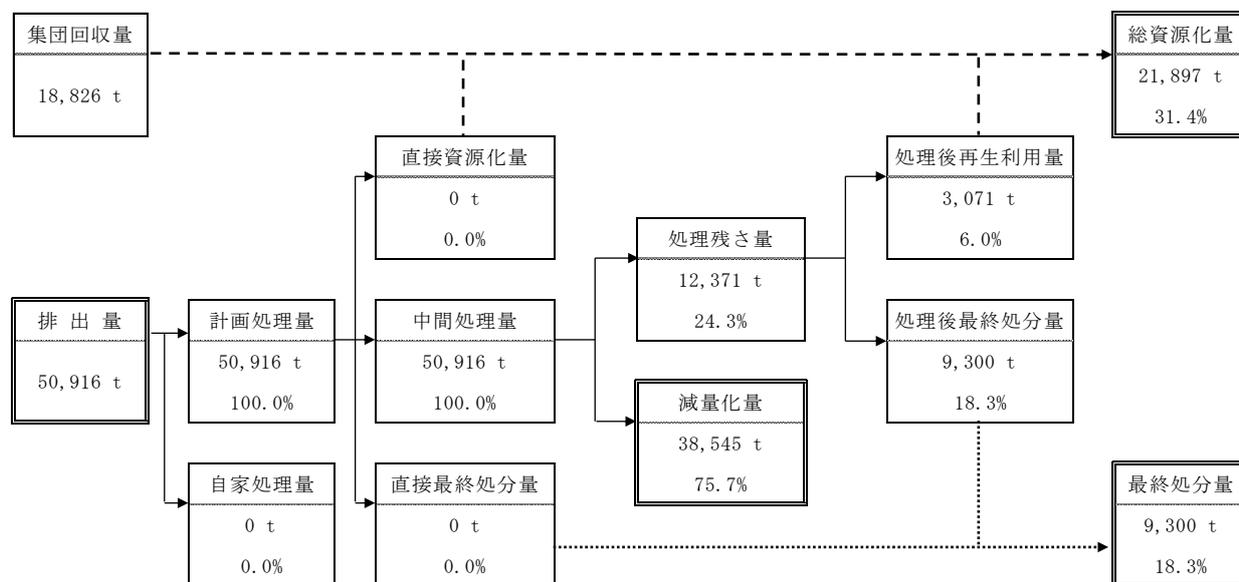


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 22 年度）

(2) 一般廃棄物処理等の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むこととする。

また、平成 29 年度時の一般廃棄物の排出、処理状況を図 2 に示す。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※1） （平成22年度）	目標（割合※1） （平成29年度）
排 出 量	事業系 総排出量	7,160 トン	6,322 トン (-11.7%)
	1事業所当たりの排出量※2	0.76 トン/事業所	0.67 トン/事業所 (-11.8%)
	家庭系 総排出量	43,756 トン	38,644 トン (-11.7%)
	1人当たりの排出量※3	241.1 k g /人	211.1 k g /人 (-12.4%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	50,916 トン	44,966 トン (-11.7%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	21,897 トン (31.4%)	20,891 トン (33.1%)
熱 回 収 量	熱回収量（年間の発電電力量）	— MWh	8,000 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	38,545 トン (75.7%)	34,042 トン (75.7%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	9,300 トン (18.3%)	8,213 トン (18.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。ただし、総資源化量は、排出量と集団回収の合計に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数：H29=H22=H18とした。(福井市除く：6,842事業所、越前・清水地区以外の福井市含む：23,711事業所) 出典：H18事業所・企業統計調査
可燃ごみはH21以降福井市からの搬入はないため6,842事業所で除し、不燃・粗大ごみは越前・清水地区以外の福井市からの搬入があるため、23,711事業所で除し、これらを合計した。

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

計画収集人口：H22；402,550人(福井市除く：145,246人)、H29；394,045人(福井市除く：147,181人)

1人当たりの排出量の算出は、事業系ごみと同様、可燃ごみはH21以降福井市からの搬入はないため福井市を除く人口で除し、不燃・粗大ごみは越前・清水地区以外の福井市からの搬入があるため越前・清水地区以外の福井市を含めた全域の人口で除し、これらを合計した。

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再 生 利 用 量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量[単位：トン]

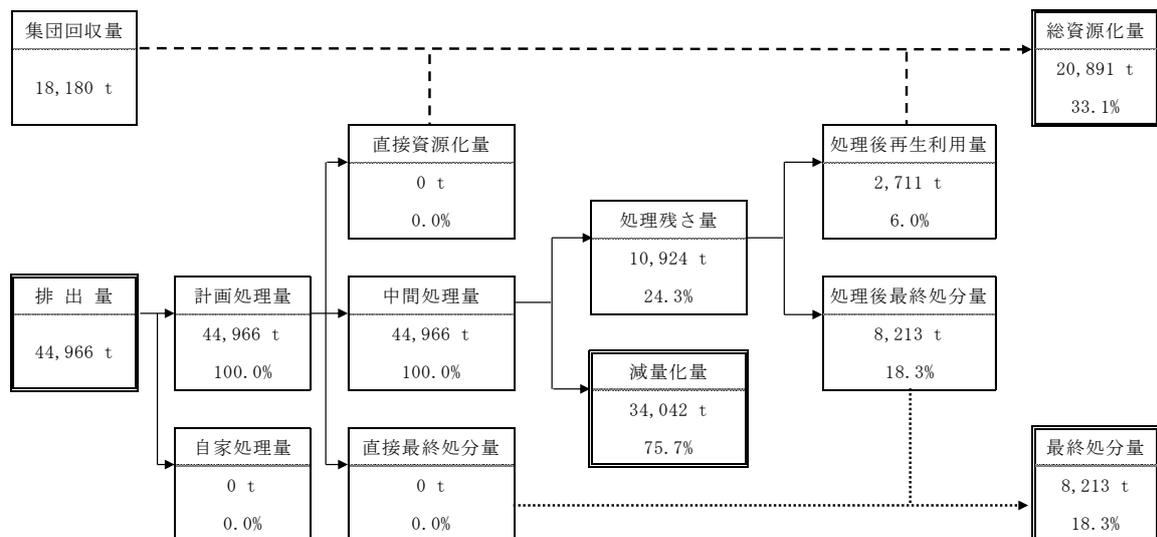


図 2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

3 施策の内容

(1) 排出抑制、再使用の推進

ア 家庭ごみの発生抑制

① 排出抑制の啓発

構成市町では、ごみの排出抑制のため、生ごみの堆肥化や有料化を含めた様々な施策の検討を行い、本組合でも構成市町と連携を図り、ホームページ等を活用した排出抑制の啓発を実施する。

② 生ごみの減量化の推進

構成市町では、家庭から出る生ごみに対し、生ごみ処理機器、コンポスト容器等、生ごみ発酵促進剤を利活用し、周辺環境に配慮した適正な維持管理に努め、生ごみの堆肥化による可燃ごみの減量を図る。

本組合では、買い過ぎや作り過ぎを減らす、エコクッキングなど食材を使い切る料理方法を心掛ける、水切りを徹底する等、ホームページを活用して構成市町と連携し、生ごみの減量化を推進する。

③ マイバッグ・マイカップ・マイボトル・マイハシの使用促進

構成市町では、レジ袋や割り箸などの使用量削減を図るため、マイバッグ・マイハシ持参や、イベント等におけるリユースカップ・リユース食器の積極的使用の普及啓発を行う。

本組合では、構成市町と連携を図り、ホームページ等を活用した普及啓発を行う。

④ 環境教育の充実

構成市町では、小中学校で実施される環境学習において、ごみの処理やリサイクルが理解され、環境問題に関心が高まるように積極的に協力していく他、ごみ問題や環境問題の理解を深めるために、一般社会人を対象とした出前講座や講習会等の充実を図る。

本組合では、施設見学の実施など、構成市町と連携を図り、環境教育の充実を図る。

⑤ 情報の提供

本組合では、構成市町と連携し、ケーブルテレビ、ホームページ、広報等を利用して、ごみ処理の状況と減量、資源化を呼びかける他、再使用（リユース）推進のためフリーマーケット、不要品交換の情報提供を図る。

イ 事業系ごみの発生抑制

① 排出者責任の明確化

本組合では、構成市町と連携し、事業活動に伴って発生するごみの処理は事業者の責任であることを周知徹底していく他、本組合施設にて、許可業者による搬入ごみの分別状況調査等を実施し、搬入拒否を含めて分別の徹底を図る。

② 事業系ごみ排出抑制の実施

事業系ごみの排出抑制策として、構成市町と連携し、適正な処理手数料を検討する。

③ 事業系生ごみのリサイクルの推進

構成市町では、食品メーカーやスーパー、飲食店といった食品関連事業者を中心に、事業系ごみのリサイクルを推進する。本組合では、構成市町と連携し、事業系生ごみのリサイクルの推進に努める。

④ 事業者自身による発生抑制の指導

構成市町では、製造段階や流通段階における発生抑制を指導する他、本組合では構成市町と連携し、ホームページなどを活用して資源回収情報を提供し、リサイクルの推進を図る。

⑤ 公共施設での取組みの推進

構成市町では、学校給食センターなどから発生する生ごみの堆肥化、公共施設での古紙回収など、公共施設から発生するごみの分別の徹底とリサイクルの強化を図る。

ウ 資源化の推進

① 分別収集の充実

本組合では、施設整備と整合を取りながら、構成市町と連携し、分別収集の充実を図る。また、ホームページ等を活用し、分別区分に関する周知徹底を図る。

② 集団回収活動の充実

構成市町では、集団回収活動を通じて、コミュニティ活動の熟成を支援し、地域でのごみ問題への関心の高まりと協力体制の育成を図る他、集団回収活動に対して助成金を交付し、支援制度の充実などの活動を促進する。

(2) 処理体制

ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在及び将来における処理体制は表2の通りである。

分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源（空き瓶、ペットボトル、スプレー缶）、有害ごみ（乾電池、蛍光灯）となっている。

可燃ごみは清掃センターの焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っている。不燃ごみ及び粗大ごみは、清掃センターの粗大ごみ処理施設で破砕処理し、鉄・アルミを回収し、可燃物は焼却施設にて焼却処理している。

また資源及び有害ごみは、民間業者へ委託し、資源化を実施している。なお、空き瓶は一時保管後、ペットボトルは減容処理後それぞれ業者へ引き渡ししている。

なお、焼却処理量は平成14年度、最終処分量は平成13年度を境に減少傾向にあり、今後とも減少していくと予想されるが、今後は、構成市町と連携して分別の徹底を推進することで焼却残渣率や最終処分率の低減を目指し、よりいっそうの処理・処分量の削減に努める。

また今後は、清掃センターの基幹的設備改良工事を実施し、同施設の延命化を図り、また発電設備を整備し、温室効果ガスの削減に努める。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による適正処理の推進に努めるが、事業者による自己搬入及び収集運搬許可業者による清掃センターへの搬入を認めており、適正な処理手数料を徴収して処理を実施している。今後も引き続き適正な処理手数料を徴収し、適正処理を実施していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本組合では、現在併せ産廃は受け入れておらず、今後も引き続き受け入れる予定はない。

エ 今後の処理体制の要点

- ◇現在可燃物を処理している清掃センターに対し基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図る。併せて発電等を実施し、温室効果ガスの削減を図る。
- ◇家庭系直接搬入ごみや事業系一般廃棄物は、今後も引き続き施設にて料金を徴収し、適正に処理する。
- ◇併せ産廃は、現在受け入れておらず、今後も引き続き受け入れる予定はない。

表2 一般廃棄物の分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成22年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	清掃センター 焼却施設	一般廃棄物最終処分場	35,183	
不燃ごみ	破砕	清掃センター 粗大ごみ処理施設	可燃物： 清掃センター焼却施設	10,766	
粗大ごみ			不燃物： 一般廃棄物最終処分場	3,803	
資源	空き瓶	保管・ 業者委託	保管	業者委託	864
	ペットボトル				141
	スプレー缶				29
有害ごみ	乾電池	保管・ 業者委託	保管	業者委託	101
	蛍光管				29



今後（平成29年度）					
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (トン)	
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却	清掃センター 焼却施設	一般廃棄物最終処分場	31,073	
不燃ごみ	破砕	清掃センター 粗大ごみ処理施設	可燃物： 清掃センター焼却施設	9,506	
粗大ごみ			不燃物： 一般廃棄物最終処分場	3,359	
資源	空き瓶	保管・ 業者委託	保管	業者委託	761
	ペットボトル				124
	スプレー缶				27
有害ごみ	乾電池	保管・ 業者委託	保管	業者委託	89
	蛍光管				27

(3) 処理施設の整備

上記(2)を踏まえ、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する施設種類

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	清掃センター基幹的設備改良整備事業	222 t / 日	あわら市笹岡 33-3-1	H26-H28

(整備理由)

清掃センターの老朽化による機能低下に対処するため、長寿命化計画に基づき、効率的かつ効果的な施設の大規模改造、機器類の更新等を行い、施設を長期使用する。

(4) 長寿命化計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成24年度から表4に示す長寿命化計画策定支援事業を行う

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	H24

(5) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、平成25年度から表5に示す計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注仕様書作成事業	発注仕様書の作成	H25

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

グリーン購入法に基づき、事務所では再生品等環境にやさしい物品を積極的に使用する他、事務における再生品の使用に努める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについて、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化されるよう、構成市町や関連団体、小売店などと協力して普及啓発を行う。

また、資源有効利用促進法に基づき、製造事業者等による回収及び再資源化が行われているものについても、さらに回収・再商品化が促進されるよう構成市町と連携し、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

本地域での不法投棄対策は、各市町及び組合で連携を図り、定期的にパトロールを実施しているが、今後も引き続きパトロールを実施する。

エ 災害時発生等における危機管理

ごみ処理施設で事故が発生した時や、地震等の災害発生時に広域的な相互支援を地域防災計画や災害時廃棄物処理計画にそって円滑に実施するため、県や周辺自治体及び各種関係機関との協力体制を強化する。

オ 普及啓発の推進

構成市町と連携を図り、ごみ削減の必要性や取組によって得られる効果等の情報発信をするとともに、住民や事業者の意欲啓発を推進する。

4 計画のフォローアップと事後評価

ア 計画のフォローアップ

本組合では、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県、及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

イ 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の確認を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	添付-1
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	添付-2
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	添付-3
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	添付-4
参考資料様式 6	計画支援概要	添付-5, 6
（その他参考資料として以下図を添付）		
参考図①	人口・ごみ量・リサイクル率等の推移	添付-7, 8
参考図②	対象地域	添付-9
参考図③	既存施設等の位置	添付-10
	清掃センター施設概要	添付-11

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	(2) 地域内人口	402,550 人	(3) 地域面積	899.57 km ²
(4) 構成市町名	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	昭和45年4月 福井坂井地区広域市町村圏事務組合発足				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成29年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	7,206	7,085	6,462	6,622	7,160	6,322 (H22比 -11.7%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	0.64	0.66	0.63	0.67	0.76	0.67 (H22比 -11.8%)
	家庭系 総排出量（トン）	50,170	48,532	47,021	44,349	43,756	38,644 (H22比 -11.7%)
	1人当たりの排出量（kg/人）	262.3	254.9	248.3	244.1	241.1	211.1 (H22比 -12.4%)
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	57,376	55,617	53,483	50,971	50,916	44,966 (H22比 -11.7%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	総資源化量（トン）	25,167 (32.2%)	23,890 (31.5%)	22,683 (31.2%)	22,178 (31.7%)	21,897 (31.4%)	20,891 (33.1%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	8,000
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	43,134 (75.2%)	42,684 (76.7%)	40,579 (75.9%)	38,670 (75.9%)	38,545 (75.7%)	34,042 (75.7%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	9,800 (17.1%)	9,250 (16.6%)	9,414 (17.6%)	9,111 (17.9%)	9,300 (18.3%)	8,213 (18.3%)

※1 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付-7,8）

※2 総資源化量は、排出量と集団回収の合計に対する割合。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力または埋立容量	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月	処理能力（単位）		
清掃センター	ごみ焼却施設	組合	全連続燃焼式ストーカ炉	有	222 t/日	H7.9	H26-H28	焼却施設老朽化のため、基幹的設備改良を行い、温室効果ガスの削減を図る。なお交付金メニューにはないが、粗大ごみ処理施設も併せて改良工事を実施し、延命化を図る。	全連続燃焼式ストーカ炉	H29.4	222 t/日	
	粗大ごみ処理施設	組合	回転式破砕機	有	90 t/5h	H7.9	H26-H28		回転式破砕機	H29.4	90 t/5h	
一般廃棄物最終処分場	組合		セル&サンドイッチ方式	有	231,000 m ³	H11.3	—	—	—	—	—	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付-9）

添付-1

様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考		
			単位		開始	終了	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28			
○廃棄物処理施設の基幹的 設備改良事業							5,824,786	0	0	269,784	3,564,648	1,990,354	4,289,499	0	0	137,845	2,886,078	1,265,576	
清掃センター基幹的設備改 良整備事業	1	組合	222	t/日	H26	H28	5,824,786	0	0	269,784	3,564,648	1,990,354	4,289,499	0	0	137,845	2,886,078	1,265,576	
○施設整備に関する計画支 援事業							8,000	0	8,000	0	0	0	8,000	0	8,000	0	0	0	
清掃センター基幹的設備改 良整備事業に係る発注仕様 書作成事業	32	組合	-	-	H25	H25	8,000	0	8,000	0	0	0	8,000	0	8,000	0	0	0	
○廃棄物処理施設における 長寿命化計画策定支援事業							9,100	9,100	0	0	0	0	9,100	9,100	0	0	0	0	
清掃センター基幹的設備改 良整備事業に係る長寿命化 計画策定事業	31	組合	-	-	H24	H24	9,100	9,100	0	0	0	0	9,100	9,100	0	0	0	0	
合 計							5,841,886	9,100	8,000	269,784	3,564,648	1,990,354	4,306,599	9,100	8,000	137,845	2,886,078	1,265,576	

添付-2

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		
発生抑制、再 使用の推進に 関わるもの	101	排出抑制の啓 発	生ごみの堆肥化、ご み処理の有料化の検 討等	各市町 組合	H24	H28								
	102	生ごみの減量 化の推進	堆肥化の推進、エコ クッキングの推奨、 食品ロス発生防止等	各市町 組合	H24	H28								
	103	マイバッグ、マイカ ップ、マイボトル、マイ シの使用促進	レジ袋や割り箸等の 使用量削減	各市町 組合	H24	H28								
	104	環境教育の充 実、情報の提 供	環境学習の充実、施 設見学の実施	各市町 組合	H24	H28								
	105	排出者責任の 明確化	排出者責任の周知徹 底、搬入ごみ調査等	各市町 組合	H24	H28								
	106	事業系ごみ排 出抑制の実施	適正な処理手数料の 検討	各市町 組合	H24	H28								
	107	事業系生ごみ のリサイクル の推進	食品関連業者を中心 とした事業系ごみの リサイクルの推進	各市町 組合	H24	H28								
	108	事業者自身に よる発生抑制 の指導	製造・流通段階での 指導、ホームページ等 の活用による情報提供	各市町 組合	H24	H28								
	109	公共施設での 取組の推進	給食センターからの生 ごみ堆肥化、公共施設 での古紙回収等	各市町 組合	H24	H28								
	110	集団回収活動 の充実	協力体制の育成、助 成金の交付等の支援 制度の充実	各市町 組合	H24	H28								
処理体制の構 築、変更に関 するもの	21	分別収集の充 実	分別の徹底、分別収 集の充実	各市町 組合	H24	H28								
処理施設の整 備に関するもの	1	清掃センター 基幹的設備改 良整備事業	清掃センターの基幹 的設備改良工事	組合	H26	H28	○							基幹的設備改良工事 施工監理
施設整備に係 わる計画支援 に関するもの (長寿命化計 画)	31	清掃センター 基幹的設備改 良整備事業に 係る長寿命化 計画策定事業	長寿命化計画の策定	組合	H24	H24	○							長寿命化 計画策定
施設整備に係 わる計画支援 に関するもの (発注仕様書作 成)	32	清掃センター 基幹的設備改 良整備事業に 係る発注仕様 書作成事業	発注仕様書の作成	組合	H25	H25	○							発注仕様 書作成
その他	41	再生利用品の 需要拡大事業	環境にやさしい物品 を積極的に使用等	各市町 組合	H24	H28								
	42	廃家電のリサ イクルに関す る普及啓発	関連団体や小売店な どと協力して普及啓 発	各市町 組合	H24	H28								
	43	不法投棄対策	各市町及び組合で連 携を図り、定期的に パトロールを実施	各市町 組合	H24	H28								
	44	災害時発生等 における危機 管理	県・周辺自治体・各 種関係機関との協力 体制の強化	各市町 組合	H24	H28								
	45	普及啓発の推 進	情報発信の実施、住 民・事業者の意欲 啓発の推進	各市町 組合	H24	H28								

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合
(2) 施設名称	清掃センター
(3) 工期	平成26年度～平成28年度
(4) 施設規模	222 t/日
(5) 形式及び処理方式	形式：ストーカ式 処理方式：全連続式
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 (有) (発電効率 20%以上) ・ 無 2. 熱回収の有無 (有) (熱回収率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみ等の熱源利用、残渣の資源化 CO ₂ 20%以上を削減
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 (無)

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm ³ /t 2. 発生ガス量 Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画	
(12) 事業計画額	5,824,786 千円

【参考資料様式6】

長寿命化計画策定支援概要

都道府県名

福井県

(1) 事業主体名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合
(2) 事業目的	清掃センターの基幹的設備改良工事のため
(3) 事業名称	清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る長寿命化計画策定事業
(4) 事業期間	H24
(5) 事業概要	長寿命化計画の策定
(6) 事業計画額	9,100 千円

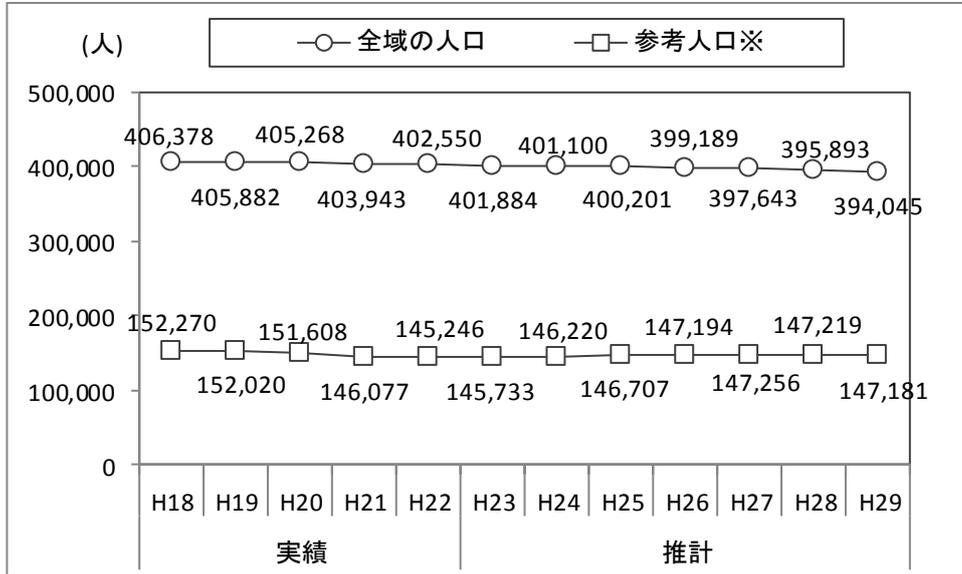
計画支援概要

都道府県名

福井県

(1) 事業主体名	福井坂井地区広域市町村圏事務組合
(2) 事業目的	清掃センターの基幹的設備改良工事のため
(3) 事業名称	清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	H25
(5) 事業概要	発注仕様書の作成
(6) 事業計画額	8,000 千円

■参考図①：人口・ごみ量・リサイクル率等の推移



注) ※：参考人口とは、H20までは、福井市美山地区、あわら市、坂井市、永平寺町の合計人口で、
H21以降は、あわら市、坂井市、永平寺町の合計人口

図3 人口の推移

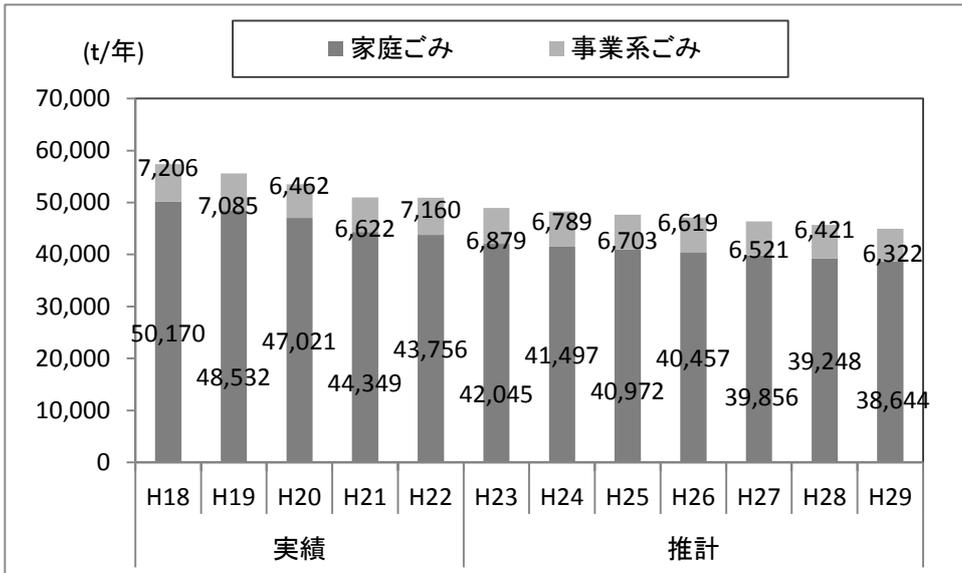


図4 ごみ量の推移

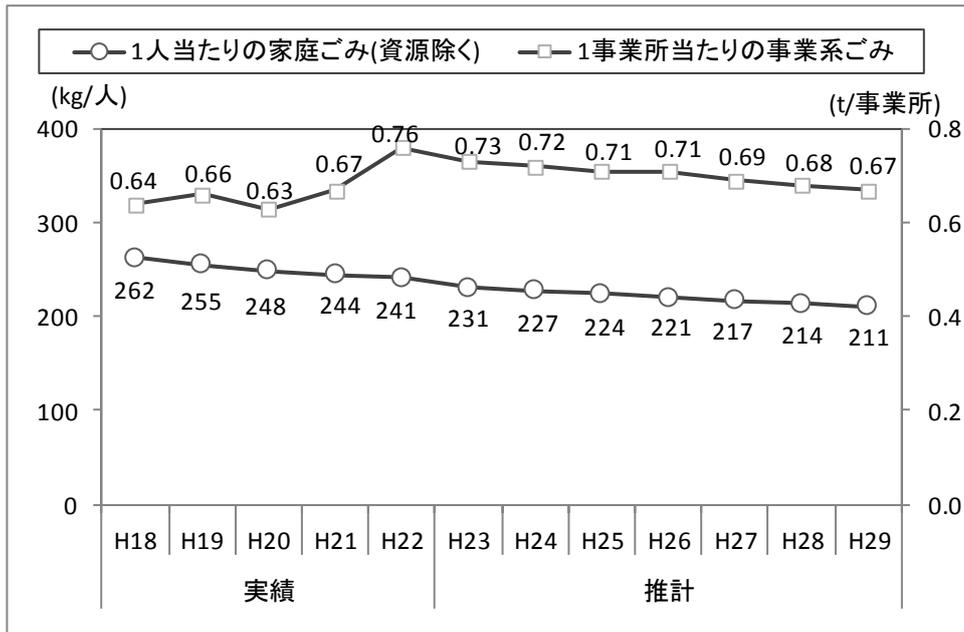


図5 1人当たりの家庭ごみ量(資源除く)及び1事業所当たりの事業系ごみ量の推移

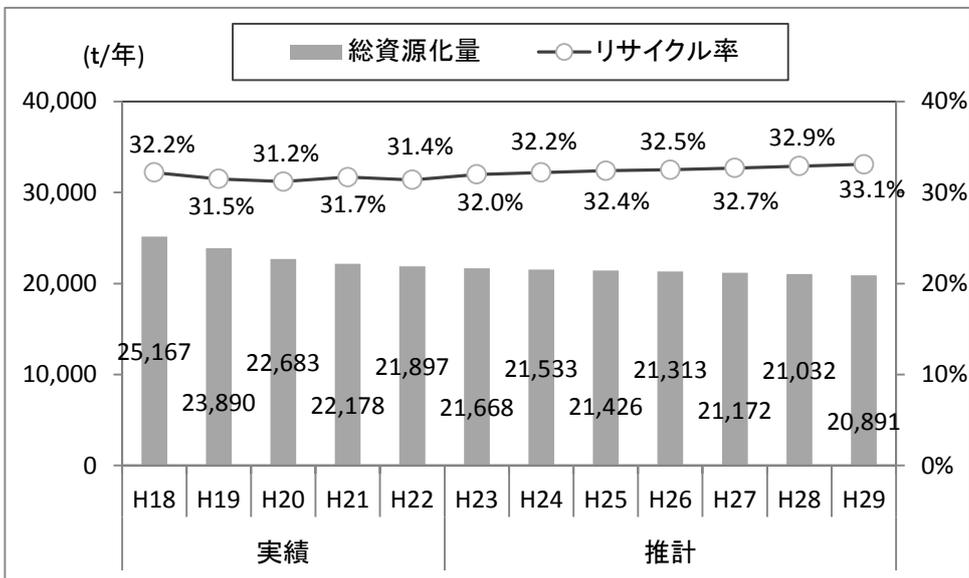
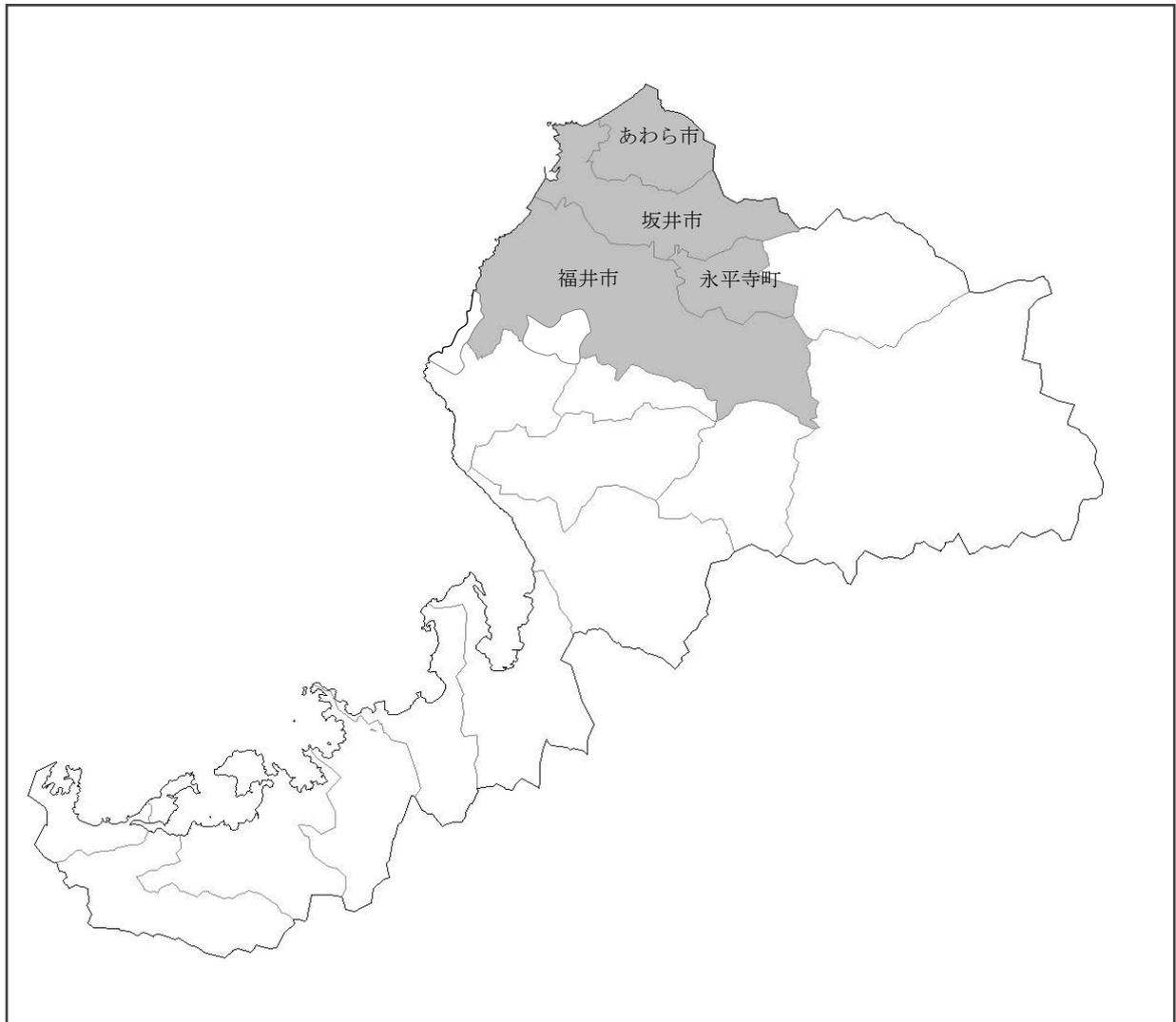


図6 資源化量及びリサイクル率の推移

■参考図②：対象地域



注) 福井市は、越廼地区及び清水地区を除く

図7 対象地域図

■ 参考図③：既存施設等の位置



図 8 既存施設等の位置図

■ 清掃センター施設概要

項 目	内 容
所 在 地	あわら市笹岡 3 3 - 3 - 1
敷 地 面 積	2 0, 2 0 0 m ²
施 設 規 模	焼却炉 7 4 t / 2 4 h × 3 基 = 2 2 2 t
	粗大ごみ処理施設 9 0 t / 5 h × 1 基 = 9 0 t
構 造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
	一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階建
焼 却 炉 形 式	全連続燃焼式焼却炉
破 碎 機 形 式	回転式破砕機
公 害 防 止 装 置	乾式有害ガス除去装置 ろ過式集塵機
焼 却 ガ ス 冷 却	自然循環式ボイラ（ハーフボイラ）＋ 水噴射ガス冷却
総 事 業 費	1 7 8 億 8, 0 0 0 万円
工 期	平成 4 年 1 2 月着工 平成 7 年 9 月竣工